

※本コンテンツは弊社産業医療事業部が作成・提供しているお客様向けの情報発信ツールを抜粋したものです

職場が安全・健康であるために

「自己保健義務」をご存じでしょうか。

従業員が自身の健康管理に関して注意を払い、健康を保持する義務で、事業者が負う安全配慮義務（健康配慮義務）と対になるものと考えられます。

判例（東京地裁平成一〇年三月一九日判決）でも、「労働者の健康保持は、使用者の義務でもあるが、何よりもまず労働者自身が自らの健康に注意し、必要があれば医師の診察を受けるなどして健康保持を図るべきである。」としています。

健康管理をするには、まず健康診断です。

労働安全衛生法には事業者の健康診断実施義務とともに、従業員の健康診断受診義務が明記されています。

定期的に健康診断を受診することで自分の身体の状態を確認することができますし、自覚症状のない疾病の早期発見も目的の一つです。

また定期健康診断においては、「自覚症状及び他覚症状の有無の検査」が課されています。

本人でなければ気づきにくい症状もあります。

適正な申告をすることで、事業者は適切な配慮をしやすくなります。

さらに同法は、

「労働者は健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする」、

「労働者は事業者が講ずる措置（健康相談等々）を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする」

と定めています。

職場が安全・健康であるためには、事業者の配慮だけでなく、従業員の健康への留意が欠かせません。ぜひ健康診断や保健指導などを活かして、自身の健康保持増進を図りましょう。

